[論 説]

中国における公訴時効(訴追時効)の「終了」制度に関する考察

高 橋 孝 治

- I はじめに
 - 1 問題の所在
 - 2 先行研究の検討
- Ⅱ 「立案捜査」という用語についての考察
 - 1 「立案捜査」という用語と実務上の解釈
 - 2 「立案捜査」という用語に対する考察
- Ⅲ 訴追時効の終了制度についての考察
 - 1 中国における訴追時効の終了制度の認識
 - 2 中国における訴追時効の終了制度の母法
 - 3 中国における訴追時効の終了制度導入に関する中間的考察
 - 4 「訴訟提起できない」という規定の意味
- IV 結びにかえて

※ 本稿において,[]は直前の単語の中国語原文を表し,原則として初出にのみ付す。ただし,「告発」のみ日本語の「告発」と混同することを避けるため,全てに中国語原文を付す。

I はじめに

1 問題の所在

公訴時効制度とは、犯罪終了後、一定期間訴追が行われないことによって国の訴追権が消滅するという制度である¹⁾。これは中華人民共和国(以下「中国」という。1949年10月1日の中華人民共和国成立宣言以降を特に強調する場合は「新中国」という)でも同様に認識されている²⁾。ところで、中国では、人民検察院(日本の「検察庁」に相当する)による「公訴」以外にも、捜査が不必要であるほど軽微な一定の犯罪について被害者が直接人民法院(日本の「裁判所」に相当する)に刑事訴訟を提起する「自訴」という方法が認められている³⁾。そして、中国では公訴以外にも自訴も時効の対象となるため、「公訴時効制度」と呼ぶのは適当ではなく、「訴追時効制度「追訴時効制度」」と呼ばれている(以下、中国の公訴時効制度を指す場合「訴追時効制度」と表現する。また、「公訴時効制度」と表現する場合は、中国に限らず世界各国の公訴時効制度一般を指す)⁴⁾。

なお、中国では訴追時効制度は刑法上の制度になっている。後の論述のために述べておくと、新中国では1979年7月1日に刑法が制定されるまでは、刑法典は存在しなかった(1980年1月1日施行。以下「79年刑法」という)。79年刑法施行前は、「懲治反革命条例」などの単行法規や最高人民法院、最高人民検察院が発布した文書、中国共産党の文書などを寄せ集めて刑事法を構成していた5。そ

¹⁾ 寺崎嘉博『刑事訴訟法』(成文堂, 第3版, 2013年) 248-249頁。池田修=前田雅英『刑事訴訟法講義』(東京大学出版会, 第5版, 2014年) 252頁。上口裕『刑事訴訟法』(成文堂, 第4版, 2015年) 232頁など。

²⁾ 曲新久主編『刑法学』(中国・中国政法大学出版社,2007年)265-266頁。張明楷『刑法学』(中国・法律出版社,第4版,2011年)565頁。高銘暄=馬克昌主編『刑法学』(中国・北京大学出版社,第5版,2011年)310頁など。

³⁾ 龍宗智=楊建広主編『刑事訴訟法』(中国・高等教育出版社,第4版,2012年)334頁。陳 衛東主編『刑事訴訟法』(中国・中国人民大学出版社,第4版,2014年)296頁など。

⁴⁾ 例えば、甲斐克則=劉建利編訳『中華人民共和国刑法』(成文堂,2011年)94 頁は「公訴時効制度」と訳している。これに対し、夏目文雄「中国刑法における時効論」『紀要』(愛知大学国際問題研究所,55号,1974年)49頁以下は「追訴時効制度」と原文をそのまま用いている。また、「訴追時効制度」という訳語は、以下の日本語文献で使われている。平野龍一=浅井敦編『中国の刑法と刑事訴訟法』(東京大学出版会,1982年)17頁。江英居『中国刑法-原文読解と注釈』(公論社,1985年)101-103頁。徐益初=井戸田侃編著『現代中国刑事法論(現代中国法叢書第3巻)』(法律文化社,1992年)73頁。小口彦太=田中信行『現代中国法』(成文堂,第2版,2012年)130-131頁。

⁵⁾ 高見澤磨=鈴木賢ほか『現代中国法入門』(有斐閣,第7版,2016年)287-288頁。

して,79年刑法は1997年3月14日に全面改正されて「97年刑法」となり,小改正がたびたびなされ現在に至る(1997年10月1日施行。2017年11月4日最終改正・改正法施行)。また,中国では刑事訴訟法も同様に,1979年7月1日に制定された「79年刑訴法」(1980年1月1日施行)と79年刑訴法が1996年3月17日に全面改正された「96年刑訴法」(1997年1月1日施行),そして96年刑訴法がさらに2012年3月14日に全面改正された「12年刑訴法」(2013年1月1日施行。2018年10月26日最終改正・改正法施行)がある。

訴追時効制度に関する 97 年刑法,12 年刑訴法上の根拠条文は以下の通りである (79 年刑法などの旧法は注を参照)。なお,「公安」とは日本でいう「警察」を意味する。

97 年刑法

第87条 犯罪は以下の期限を経過したら訴訟提起できない。

- (一) 最高法定刑が5年未満の有期懲役の場合,5年。
- (二) 最高法定刑が5年以上10年未満の有期懲役の場合,10年。
- (三) 最高法定刑が10年以上の有期懲役の場合,15年。
- (四)最高法定刑が無期懲役,死刑の場合,20年。20年を経過しても訴訟提起が必要な場合は最高人民検察院に報告しその許可を得なければならない。

第88条⁷ 人民検察院,公安機関もしくは国家安全機関が立案捜査[立案偵査] を始めた後,または人民法院が事件を受理した後,捜査または裁判から逃れた場合は,訴追時効の制限を受けない。

被害者が訴追期限内に告発 [控告] した場合において、人民法院、人民検察院または公安機関が立案すべきであったにも関わらず立案しなかった場合は、訴追時効の制限を受けない。

第89条8 訴追期限は、罪を犯した日から起算する。犯罪行為が連続または継

^{6 79}年刑法第76条も全く同じ条文であった。

^{7) 79}年刑法第77条には以下のような規定があった。「人民法院、人民検察院、公安機関が強制措置を執った後、捜査または裁判から逃れた場合は、訴追時効の制限を受けない」。

^{8) 79}年刑法第78条も全く同じ条文であった。

続の状態にあるときは、犯罪行為の終了日から起算する。

訴追期限内に再び犯罪を行ったときは、前罪の訴追期限は後罪を犯した日から起算する。

12年刑訴法第16条9 以下の一つの状況にある場合は、刑事責任を追及せず、すでに追及されている場合は、案件の取り消しをし、もしくは不起訴、審理終了、無罪宣告をするものとする。

.

(二) 犯罪が訴追時効の期限を経過している場合

.

97年刑法第88条が、本稿で考察したい「訴追時効の終了 [終止]」とか「訴追時効の延長」と呼ばれる制度の根拠条文である(以下、本稿では「訴追時効の終了」と呼ぶ) 100。97年刑法第88条は、第1項で「立案捜査を始めた後、または人民法院が事件を受理した後、捜査または裁判から逃れた場合は、訴追時効の制限を受けない」と定め、第2項で「告発 [控告] した場合において、人民法院、人民検察院または公安機関が立案すべきであったにも関わらず立案しなかった場合」にも訴追時効にかからない場合を規定している。ここでいう、「立案」とは、犯罪が起こっていると公安機関や人民検察院、人民法院が考えたときに行わなければならない犯罪を追及するか否かおよび訴訟活動を行うか否かを決定する手続きである110。その意味では、立案は、日本の捜査開始の決定に似ているとも言えるが、「訴訟活動を行うか否か」までもを決定している点で異なってい

^{9) 79} 年刑訴法第 11 条および 96 年刑訴法第 15 条, 2018 年改正前 12 年刑訴法第 15 条も全く同じ条文であった。

¹⁰⁾ 于志剛『追訴時効制度研究』(中国・中国方正出版社,1999年)323 頁や黄暁亮ほか『刑罰消滅制度適用』(中国・中国人民公安大学出版社,2012年)87 頁は「訴追時効の終了」と呼んでいる。これに対し、以下の文献は「訴追時効の延長」と呼んでいる。賈宇主編『刑法学』(中国・中国政法大学出版社,2009年)253 頁。趙秉志主編『刑法新教程』(中国・中国人民大学出版社,第3版,2009年)353 頁。陳忠林主編『刑法総論』(中国・高等教育出版社,第2版,2012年)332 頁。張・前掲注2)496-497 頁など。なお、日本語では「公訴時効の例外」と訳している場合もある。甲斐=劉編訳・前掲注4)94 頁。

¹¹⁾ 樊崇義主編『刑事訴訟法学』(中国・中国政法大学出版社,2009年)336頁。陳主編・前掲注3)206-207頁など。

ると言える¹²。また、告発 [控告]とは、被害者およびその近親者あるいは訴訟代理人が人身あるいは財産の権利の犯罪事実あるいは犯罪嫌疑者を公安や司法機関に対し報告し侵害者の法律責任を追究する行為である¹³。日本の「告発」は「捜査機関に対し犯罪事実を申告し、犯人の訴追を求める意思表示であり、誰でも行うことができる」(日本の刑事訴訟法(昭和23年(1948年)7月10日公布。翌年1月1日施行。平成26年(2014年)6月25日最終改正。同年7月15日改正法施行)第239条第1項)のであり、中国の告発 [控告]とは異なる。以上より、中国における刑事訴訟の手続順序は以下の通りである。公訴の場合は、①報案、告発 [控告]、通報 [挙報]、自首など、②立案、④捜査、⑤起訴、⑥公判、⑦判決の順序を取る(報案に関してのみ、日本語に対する妙訳がないため中国語原文を用いている。報案とは、被害者に限らず、全ての団体もしくは個人が犯罪事実の発生を発見したが、被疑者が不明である場合に、公安機関、人民検察院、人民法院に報告をすることをいう)¹⁴⁾。これに対し、自訴の場合は、①被害者や法定代理人などによる人民法院への提訴、②立案、③起訴、④公判、⑤判決の順序を取る¹⁵⁾。このように、中国の刑事訴訟のうち公訴の場合は起訴の前に必ず、立案もしくは告発 [控告]が行われる。

さて、97年刑法第88条第1項をどのように解釈するのか、「捜査または裁判から逃れた場合」とは何を指すのかが問題となる。例えば、①被疑者に着目して、偽名を用いて逃亡生活を送るなど、客観的に見ても捜査から逃れていると判断できる場合のみを指すのか、それとも②捜査機関に着目して、捜査機関が被疑者の行方に関する情報を得られない場合を一律に「捜査または裁判から逃れた場合」とするのかという問題である(これに対し、97年刑法第88条第2項の告発[控告]した場合には、「捜査または裁判から逃れた場合」といった条件が付されておらず、解釈が分かれることはない)¹⁶。これについては、①のように解釈するべきであり、

¹²⁾ 「立案は中国に特有な訴訟手続きおよび制度である。旧ソ連、旧東欧諸国およびモンゴルなどの国家は、我が国(筆者注-「中国」を意味する)に類似する制度を持っていた」と言われ(陳主編・前掲注 3) 206 頁)、日本などの刑事手続きとは大きく異なることは中国でも認められている。

¹³⁾ 王国枢主編『刑事訴訟法学』(中国・北京大学出版社,第 5 版,2013 年)183 頁。樊主編・ 前掲注 11)344 頁など。

¹⁴⁾ 河村有教「現代中国刑事司法の性格-刑事手続上の人権を中心として」(神戸大学,博士学 位論文, 2006 年)61 頁。

¹⁵⁾ 陳主編・前掲注3) 211 頁。河村・前掲注14) 61 頁。

¹⁶⁾ 郭召軍「追訴時効無限延長的適用条件探析」『中国律師』(中国・中華全国律師協会,2002年8期2002年)73頁。

立案されたのみで訴追時効の対象とならないと解釈してはならないと97年刑法 のコメンタールは述べている170。しかし、中国の裁判結果を網羅的に統計解析し た筆者の研究では、基本的に訴追時効の完成は単に立案もしくは告発「控告」 されたことのみをもって判断の基準としている実務があると指摘したことがあ る(自訴の場合には、人民法院へ提訴され、それが受理されると 97 年刑法第 88 条第 1 項の「人 民法院が事件を受理した後」との条文にかかることになる) 18)。

そうすると、中国のこの制度は、「『訴追』時効制度」ではなく、「『立案』時 効制度もしくは『告発「控告]』時効制度」とでも呼ぶべき制度とも言える(自 訴の場合には「『受理』時効制度」と言える)。ここに、97年刑法第87条の「犯罪は以 下の期限を経過したら訴訟提起できない」との文言は、結局 97 年刑法第 88 条 に上書きされているという問題があることになる。すなわち、時効完成の判断 は訴訟提起時ではなく、立案時もしくは告発「控告〕時ということになり、「以 下の期限を経過したら訴訟提起できない「不再追訴」」との規定は基本的に用い られないという問題である。ここに、このような条文に意味があるのか、条文 の論理構成に矛盾があるのではないかという問題が生じる。本稿は、この97年 刑法第88条により、訴追時効完成の判断は立案もしくは告発「控告」時となっ ているという実態を踏まえた上で、「訴訟提起できない」という使われることの ない規定の意味を考察することを目的とする。

ところで、訴追時効制度の実務は確かに97年刑法第88条第1項の場合、「立 案」時をもって完成か否かを判断しているのだが、条文上は「立案捜査を始め た後」という文言になっている。ここではなぜ「立案」ではなく「立案捜査」 と表現されているのだろうか。この条文は訴追時効の終了制度の根拠条文であ り、訴追時効の終了制度を検討する場合、「立案捜査」という言葉の意味も検討 も必要である。そこで本稿は「立案捜査」という文言の意味も同時に検討する。

本稿では、まずⅡで「立案捜査」という文言の意味を検討し、Ⅲで「訴訟提 起できない」という規定の意味を考察することとする。そして、Ⅳで全体を総

¹⁷⁾ 全国人民代表大会常務委員会法律室編『刑法総則分解資料彙編』(中国·法律出版社, 1957 年) 112 頁。

¹⁸⁾ 高橋孝治「中国における公訴時効(訴追時効)制度を正当化する学説についての考察」『法 學政治學論究』(慶應義塾大学大学院法学研究科,111号,2016年)83頁。例えば、少なくと も判決番号(2009)新刑一終字第 99 号, (2011)臨刑初字第 00195 号, (2012)雨刑初字第 34 号などは、「立案されているため時効にかかることはない」と判示している。

括し、本稿なりの結論を述べる。

2 先行研究の検討

日本において、訴追時効制度に関する先行研究は、夏目文雄「中国刑法における時効論」(『紀要』(愛知大学国際問題研究所、55号1974年)47-62頁)と筆者である高橋孝治による「中国における公訴時効(訴追時効)制度を正当化する学説についての考察」(『法學政治學論究』(慶應義塾大学大学院法学研究科 111号、2016年)77-100頁)と「中国で公訴時効(訴追時効)の運用が問題となるある裁判の分析」(『東アジア研究』(東アジア学会、21号)2017年)45-61頁)くらいしか存在しない。夏目文雄「中国刑法における時効論」は、1950年代から1960年代の中国で出版された刑法書をまとめたものであり、刑法典施行以降の訴追時効制度を素材とした研究ではない。一方、拙稿・高橋孝治「中国における公訴時効(訴追時効)制度を正当化する学説についての考察」や「中国で公訴時効(訴追時効)の運用が問題となるある裁判の分析」では、I1で述べた「訴追時効の完成時の判断基準は立案もしくは告発[控告]時であ」るという指摘をするなど、訴追時効制度の実態を紐解く研究を行った。しかし、これらは裁判結果など訴追時効制度の実態を調査しているものの、本稿が考察したい「訴訟提起できない」という規定と実態に矛盾があるのではないかという点は指摘していなかった。

これに対し、中国には当然にこの点について言及した先行研究は多くある。しかし、これらの研究も基本的に 97 年刑法第 88 条自体に合理性がないと述べるばかりで、97 年刑法第 88 条の意味そのものについては考察をしていない¹⁹。特に、この中でも銭偉=卒静「訴追時効延長制度の実務探求[追訴時効延長制度実務探究]」(『遼寧警専学報』(中国・遼寧警察学院、2009 年 5 期、2009 年) 22-24 頁) 23 頁は、訴追時効の終了制度の廃止を主張している。また、訴追時効の終了制度は修正する必要があり、例えば「『終了』しても、20 年を超えたら時効にかかるようにするようにするべき」と郭召軍「訴追時効の無限延長の適用条件の探求[追訴時効無限延長的適用条件探析]」(『中国律師』(中国・中華全国律師協会、2002

¹⁹⁾ 例えば, 銭偉=卒静「追訴時効延長制度実務探究」『遼寧警専学報』(中国・遼寧警察学院, 2009年5期, 2009年) 23頁, 王成祥「追訴時効無限延長制度的反思与重構」『網絡財富』(中国・中國電源學會, 2009年11期, 2009年) 172頁, 徐光華「我国刑法追訴時効制度之検討」『広州市公安管理干部学院学報』(中国・広州市公安管理干部学院, 2010年1期, 2010年) 49頁など。

また,先行研究の中には,訴追時効制度は終了制度によって,「実質的に訴追時効制度を死文化させられている」と指摘しているものもある²⁰⁾。しかし,訴追時効の終了制度では,時効の完成の判断基準が「立案時もしくは告発[控告]時になる」というだけであり,立案時に既に時効期間が経過していれば,訴追時効制度によって審理終了になっている事例もある²¹⁾。そのため,訴追時効制度は死文化しているわけではない。死文化しているのは,あくまで「訴訟提起できない」という 97 年刑法第 87 条の規定である。

また、「立案捜査」という用語の意味については、王成祥「我が国新刑法における訴追時効制度の不足と改善を論ず」34 頁や黄暁亮=常秀嬌=陳冉『刑罰消滅制度の適用[刑罰消滅制度適用]』(中国・中国人民公安大学出版社、2012年)90-91 頁などが検討している。これについては、IIIで検討するが、かなり無理のある解釈を行い、中国の司法実務に合わせようとしているように読める。

Ⅱ 「立案捜査」という用語についての考察

1 「立案捜査」という用語と実務上の解釈

前掲注7でも述べたように、79年刑法第77条では「強制措置を執った後、捜

²⁰⁾ 例えば、賈主編・前掲注10) 253 頁。

²¹⁾ 例えば、判決番号(2005) 北刑初字第220号および(2008) 商刑終字第267号の事案では 「訴追時効の規定により審理終了とする」と判示している。

査または裁判から逃れた場合は、訴追時効の制限を受けない」と規定していた22)。 これが 97 年刑法に改正される際に、第88条で「立案捜査を始めた後、または 人民法院が事件を受理した後、捜査または裁判から逃れた場合は、訴追時効の 制限を受けない」と規定された。立案と強制措置では、若干異なるものの、何 らかの措置を執った場合に訴追時効が終了するという点では、79年刑法第77 条と 97 年刑法第 88 条は大きく変わらないと言えるだろう。I 1 でも述べたよう に、「立案」とは、犯罪が起こっていると公安機関や人民検察院、人民法院が考 えたときに行わなければならない犯罪を追及するか否かおよび訴訟活動を行う か否かを決定する手続きである。そして、捜査[偵査]とは、公安機関もしく は人民法院が案件を処理する過程で、法に従い行う専門的な調査作業および強 制措置に関する事項であったり (96年刑訴法第82条(一)。2018年改正前の12年刑訴 法第106条(一)),公安および人民検察院が、刑事案件に対して、法律により証拠 収集を行い、案件の事情を明らかにする作業および関連する強制的措置と言わ れていたりする(2018年改正後の12年刑訴法第108条(一))。ところが、中国には「立 案」や「捜査」という手続きは存在しても、「立案捜査」という刑事法上の手続 は存在しない。

これについては、I2でも述べたように、先行研究である王成祥「我が国新刑法における訴追時効制度の不足と改善を論ず」34 頁や黄暁亮ほか『刑罰消滅制度の適用』90-91 頁では「立案捜査」という用語の意味について検討がなされている。この二編の研究は概ね同様のことを述べており、その概要は以下の通りである。97年刑法第88条第1項の「立案捜査」という言葉は条文の読み手に、理解する上での混乱を引き起こしている。これは立案および捜査と読むこともできるし、捜査のために立案すること(すなわち、ただの「立案」)と読むこともできるからである。

王成祥「我が国新刑法における訴追時効制度の不足と改善を論ず」は以上のことのみ述べる。ところで、通常「立案および捜査と読むこともできる」と述べたら、「立案もしくは捜査と読むこともできる」と述べてもよさそうである。しかし、I1で述べたように、中国では捜査の前には必ず立案がなされる。この

²²⁾ なお,79年刑法第77条に言う「強制措置」とは、出頭命令[拘伝]、護送[取保候審]、住居監視、勾留[拘留]をいう。王国枢主編『刑事訴訟法概論』(中国・北京大学出版社、1981年)93頁。張子培主編『刑事訴訟法教程』(中国・群衆出版社、1982年)123-124頁。

ため、「立案もしくは捜査」という表現では「もしくは捜査」を記す必要性が説明できないためこのように述べているのだろう。

これに対し黄暁亮ほか『刑罰消滅制度の適用』90 頁は「立案捜査」という言葉を、ただの「立案」と解釈する理由には、犯罪者が捜査または裁判から逃れようとするのは一般的に立案がなされた後であり、捜査開始を待ってから逃れるわけではないという点からも解釈できると述べる。しかし、立案は公安機関や人民検察院、人民法院が考えたときに行う犯罪を追及するか否かおよび訴訟活動を行うか否かを決定する内部手続きであり、外部者には立案がなされたか否かを知ることはできない。その意味で、立案がなされたときに犯罪者は逃亡を始めるという説明には無理があると言える。

このような説明があるものの、現実を見てみると前掲注18でも述べたように、中国での司法実務では、97年刑法第88条を根拠に「立案されているため時効にかかることはない」と、立案のみで時効にかかることはないとの判断がなされている。ここから、王成祥「我が国新刑法における訴追時効制度の不足と改善を論ず」34頁や黄暁亮ほか『刑罰消滅制度の適用』90頁が述べるように「捜査のために立案すること」と解釈することで少なくとも中国の司法実務との整合性を保つことはできるだろう。

しかし、なぜ「立案」を「立案捜査」と表現しているのかについての疑問の根本的解決にはなっておらず、王成祥「我が国新刑法における訴追時効制度の不足と改善を論ず」34 頁や黄暁亮ほか『刑罰消滅制度の適用』90-91 頁の説明は、法改正をせずに、中国の司法実務通りのことを条文が書いているという状態を作り出すために無理のある解釈をしているように見える。もっとも、このような無理のある解釈をするだけではなく、黄暁亮=常秀嬌=陳冉『刑罰消滅制度の適用』91 頁は、「立案捜査」という文言を早く法改正により修正するべきであると主張している。

2 「立案捜査」という用語に対する考察

王成祥「我が国新刑法における訴追時効制度の不足と改善を論ず」34 頁や黄 暁亮ほか『刑罰消滅制度の適用』90-91 頁が述べるように,「立案捜査」を「捜査のために立案すること」と解釈することで,中国の司法実務との整合性は保 つことができると $\Pi 1$ では述べた。しかし,やはり「立案捜査」を「捜査のため

に立案すること」と読むことは無理がある。ところで、「立案捜査」という手続 きは存在していないにも関わらず、「公安機関もしくは人民検察院は犯罪事実も しくは犯罪の容疑者を発見した場合、管轄範囲に従って立案捜査をするものと する」という条文をはじめとして刑事訴訟法上では「立案捜査」という用語が 一般的に使われている(96年刑訴法第83条,12年刑訴法第109条。なお,79年刑訴法第 61条もこれに類似する条文だが、こちらは「立案」と表現されている)。もっとも、刑事訴 訟法の場合、「立案をした上で捜査を行う」という解釈と、公安機関などの行動 が一致するので大きな問題はない。問題となるのは、「立案」が行われれば「捜 査」の文言が無意味となる訴追時効の終了に関する条文の場合である。97年刑 法第88条の「立案捜査」という文言は、96年刑訴法第83条や12年刑訴法第 109条の文言に合わせて規定されたと考えられる。しかし、これは訴追時効制度 にとって立案と捜査がどのように関わってくるかに十分な注意が払われていな いということではないだろうか。I1でも述べたように、中国ではまず立案がな されてはじめて捜査を行えるようになる。そのため、立案と捜査の関係を理解 している者が当該条文を起草したならば、少なくとも訴追時効の完成の判断基 準と読める条文に「立案捜査」という文言を置くことはあり得ないと言える。 しかも、2018年になっても中国では全国人民代表大会(日本の「国会」に相当)を はじめとする政府機関で訴追時効制度の条文についての法改正の議論が起こっ ていない。つまり、1997年3月14日に97年刑法が公布されてから、これまで 「立案捜査」という文言を修正しようという動きが見えないのである。

中国法はこれまでも訴訟上の法運用について実質的正義を重んじ、手続的正義を軽んずる特徴があると指摘されてきた²³⁾。この指摘に合わせるならば、以下のように述べることもできよう。「立案捜査」という文言を「捜査のために立案すること」もしくは「立案もしくは捜査²⁴⁾」と読めば事実上「立案」のみを指すことになり、「立案捜査」と表現しても「立案」と表現しても結果は変わらないとも言える。これはすなわち、立法という手続きと条文の文言を軽んじ、実態が変わらないのなら、どう表現してもかまわないという発想が 97 年刑法第 88

²³⁾ 鈴木賢「中国における市場化による『司法』の析出-法院の実態,改革,構想の諸相」小森 田秋夫編『市場経済化の法社会学』(有信堂高文社,2001年)274-275頁。西村幸次郎編『現 代中国法講義』(法律文化社,第3版,2008年)232-233頁。

²⁴⁾ 捜査は立案の後に行われるのであり、「立案もしくは捜査を始めた後」と言った場合には、「立案を始めた後」と同義になる。

条にはあるように読み取れる。

総括すると、これまで中国の「訴訟上の法運用」は手続的正義よりは実質的 正義が重要視されていると先行研究は指摘してきたわけだが、手続を軽んずる のは、「法運用」に限らず、「条文そのもの」も同様なのではないかということ である。

Ⅲ 訴追時効の終了制度についての考察

1 中国における訴追時効の終了制度の認識

I2で述べたように、于志剛『訴追時効制度の研究』323-324 頁や王成祥「我が国新刑法における訴追時効制度の不足と改善を論ず」33 頁は、訴追時効の終了制度と「訴訟提起できない」との規定が矛盾しないような解釈を提唱している。これによれば、訴追時効制度の期間進行阻害事由には、停止[中止]、中断、終了の三種類があるという。時効の停止とは、停止事由が発生したときから、時効の計算を止め、停止事由が消滅したときから時効期間の残余期間の計算を始めるということで250、日本における時効の停止と同義である。そして、時効の中断とは、中断事由が発生したときに、これまで計算してきた時効期間が無効となり、中断事由が消滅したときに新たな時効を最初から計算し直すということで260、日本における時効の中断と同義である。

これに対し、時効の終了とは、終了事由が発生したときに時効が停止し、時効が再び進行することが二度とないということである²⁷⁾。そして、97 年刑法第88 条の規定はこのように解釈すべきであるとしている²⁸⁾。この認識ならば、確かに訴追時効の完成の判断をするのは訴訟提起時だが、立案もしくは告発 [控告]時に時効が停止し、再び時効が進行することはないという構成になり、「以下の期限を経過したら訴訟提起できない」という 97 年刑法第87条の規定は死文化していないと見ることもできよう。しかし、これは結局言葉の表現を変え

²⁵⁾ 于志剛『追訴時効制度研究』(中国・中国方正出版社,1999年)322頁。

²⁶⁾ 于・前掲注25) 323 頁。

²⁷⁾ 王成祥「論我国新刑法追訴時効制度的不足与完善」『常徳師範学院学報(社会科学版)』(中国・常徳師範学院,25巻1期,2000年)33頁。于・前掲注25)323頁。

²⁸⁾ 王・前掲注 27) 33 頁。

ただけであり、実態としては、立案もしくは告発 [控告] 時に時効の完成を判断していると言える。時効の終了制度についてのこの解釈の根本的疑問は、「二度と進行することのない時効の停止」は、「時効完成の判断を行うこと」と同義であり、「時効の停止」と呼べるのかという点である。結局、この「時効の終了」の解釈は、97年刑法第87条の規定を死文化させないために考え出された解釈と評価することが妥当であろう。日本でも公訴時効制度を正当化する学説に関しては、「既に存在した制度を説明するために後からできたもの」 との指摘もある²⁹⁾。この時効の終了に関する解釈も、この指摘と同じで既に存在していた訴追時効の終了制度を後から説明するために考え出された解釈と言える。しかも、ここで述べたように、「二度と進行することのない時効の停止」と「時効完成の判断を行うこと」の差異が明確にされておらず、かなり無理のある解釈、むしろ屁理屈とも呼べるような解釈と評価せざるを得ない。

しかし、このような時効の終了に関する解釈も、中国では管見の限り、于志剛『訴追時効制度の研究』323-324頁や王成祥「我が国新刑法における訴追時効制度の不足と改善を論ず」33頁でしか見ることができず、一般的に支持されているわけではない。

2 中国における訴追時効の終了制度の母法

訴追時効の終了制度,すなわち訴訟提起前に事実上時効が完成していると読めるような条文はどのようにしてできたのだろう。97年刑法第88条より前には79年刑法第77条に類似する条文があったことは既に前掲注7で述べた。しかし、それより前の中国にはこのような条文を見ることはできない。ところが、ソビエト法にはこれと同様の条文を見ることができる。一般的に、新中国の法制度はソビエト法をモデルとして作られたと言われている³⁰⁾。この一環として、訴追時効の終了制度はソビエト法を母法にして中国に持ち込まれたものと考えられる。本節ではそのことを示す。

まずは、いわゆるソビエト連邦とソビエト法の定義、ソビエト法のうち刑法

²⁹⁾ 毎日新聞社会部『時効廃止論-「未解決」事件の被害者家族たち』(毎日新聞社, 2009 年) 65 頁。

³⁰⁾ 王文杰『嬗變中之中國大陸法制』(台湾・國立交通大學出版社,第2版,2006年)92頁。 高見澤磨=鈴木賢『中国にとって法とは何か-統治の道具から市民の権利へ(叢書中国的問題群 3)』(岩波書店,2010年)79頁。

(以下「ソビエト刑法」という)について概説する³¹⁾。1917年3月12日にロシアで起きた二月革命の後、ロシアに臨時労農政府(Российская республика)という形でソビエト政権が成立した(この政権成立前のロシアを「帝政ロシア (Росси йская импе рия)」という)。後の十月革命を経て1917年11月9日に世界初の社会主義国家としてソビエト・ロシア共和国(Советская Российская Республика)が成立した。1918年7月19日の憲法改正により、ソビエト・ロシア共和国は、ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国(Росси йская Советская Федеративная Социалистическая Республика)に改称し、さらに後の1922年12月には、ザカフカース、ウクライナ、ベロルシアが「ソビエト社会主義共和国」に加わり、「ソビエト社会主義共和国連邦(Союз Советских Социалистических Республик. ソビエト連邦)」が結成された。このうち、臨時労農政府以降、ソビエト・ロシア共和国、ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国やソビエト社会主義共和国連邦で使われていた法制度を「ソビエト法」と呼ぶ。

「ソビエト法」という表現で問題となるのは、連邦法と構成国法の問題である。ソビエト連邦では、連邦全体レベルでの連邦法が作られ、その枠の中でソビエト連邦の各構成国が構成国法を制定するという形式がとられた(このため連邦法には「施行」という概念はない)。しかし、連邦法が構成国法の経由なくして直接適用される場合やソビエト連邦の代表的構成国であったロシア社会主義連邦ソビエト共和国の法が事実上ソビエト連邦の法全体を代表するものとして取り扱われることもあった。本稿では、ソビエト法の代表例として、ロシアの構成国法(臨時労農政府、ソビエト・ロシア共和国、ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国の法)および連邦法を見る。

ソビエト刑法は、以下のような変遷を辿っている。十月革命直後の 1917 年 11 月 24 日に発布された「裁判所に関する布告一号 (Декрет о суде № 1)」第 5 条では、革命的良心と革命的法意識に矛盾しない限りにおいて、帝政ロシアの刑法を指針とすると定められた 32 。しかし、 1918 年 7月 20 日に発布された「裁判所に関

³¹⁾以下のソビエト法の概説は、B・M・契希克瓦節主編(中央人民政府法制委員会編譯室=中國人民大学刑法教研室訳)『蘇維埃刑法總則』(中国・法律出版社,1955年)33-119頁、藤田勇『ソビエト法史研究』(東京大学出版会,1982年)3-57頁、張寿民『俄羅斯法律発達史』(中国・法律出版社,2000年)86頁以下、小森田秋夫編『現代ロシア法』(東京大学出版会,2003年)1-9頁などを参照している。

³²⁾ 中山研一『ソヴェト刑法-その本質と課題』(同文書院,1958年)5頁。中山研一『ソビエ

する布告三号(Декрет о суде № 3)」第3条により、帝政ロシア刑法の施行は停止され、「労農政府の布告および社会主義的良心」によって裁判が行われることとなった³³⁾。このとき既にいくつか刑法的内容を含む個々の布告が発布されていたが、当該個々の布告に規定されていない内容は、社会主義的良心によって穴埋めされることになった³⁴⁾。

そして 1919 年 12 月には「ロシア社会主義連邦ソビエト共和国刑法の指導原 理 (司法人民委員部訓令) (РУКОВОДЯЩИЕ НАЧАЛА ПО УГОЛОВНОМУ ПРАВУ Р.С.Ф.С.Р. 以下、「19年ソビエト刑法原理」という)」が公布された350。これは、ソビエト・ロシ ア共和国における刑法総則の基本原則や基本理念を宣言したものであるが、社 会主義刑法の基本的原則を最初に定式化したものと評価されている30。その後, 1922 年 6 月 1 日にソビエト・ロシア共和国最初の刑法典 (Уголовный колекс РСФСР 1922 года. 以下,「22年ロシア刑法」という) が公布され (同日施行), 1924年 10月 31 日には「ソビエト連邦および各加盟共和国刑事立法綱要(OCHOBHЫЕ HAYAЛA УГОЛОВНОГО ЗАКОНОДАТЕЛЬСТВА СОЮЗА ССР И СОЮЗНЫХ РЕСПУБЛИК. 以下,「24 年ソビエト刑法綱要」という)」という連邦法が公布された³⁷⁾。そして、この 24 年ソ ビエト刑法綱要に対応させるために、ロシア社会主義連邦ソビエト共和国は 1926年11月22日に新しい刑法を制定する (Уголовный колекс РСФСР 1926 гола, 1927 年1月1日施行。以下、「26年ロシア刑法」という)。 さらに、その後の 1958 年 12 月 25 日には「ソ連邦および連邦構成共和国刑事法立法の基礎(3AKOH CCCP OT 25.12.1958 ОБ УТВЕРЖДЕНИИ ОСНОВ УГОЛОВНОГО ЗАКОНОДАТЕЛЬСТВА СОЮЗА ССР ИСОЮЗНЫХ. 以下,「58年ソビエト刑法立法基礎」という)」という連邦法が採択され38). これを受けてロシア社会主義連邦ソビエト共和国も1960年10月27日に新しい

ト法概論 刑法』(有信堂, 1966年) 60頁。『刑事訴訟法参考資料(第四輯)』(中国・中国政法大学刑訴教研室, 1985年) 75頁。

³³⁾ 中山『ソヴェト刑法-その本質と課題』・前掲注 32) 5 頁。中山『ソビエト法概論 刑法』・前掲注 32) 60 頁。『刑事訴訟法参考資料(第四輯)』・前掲注 32) 84 頁。

³⁴⁾ 中山『ソビエト法概論 刑法』・前掲注 32) 61 頁。

³⁵⁾ 中山『ソビエト法概論 刑法』・前掲注 32) 64 頁。

³⁶⁾ 藤田勇=畑中和夫ほか『ソビエト法概論』(有斐閣,1983 年)140 頁。中山『ソビエト法概 論 刑法』・前掲注 32)64 頁。

³⁷⁾ 李秀清=陳頣主編『蘇俄新法典(清末民国法律史料叢刊:漢訳六法)』(中国・上海人民出版 社,2013年)9頁。

³⁸⁾ 上田寛=上野達彦『未完の刑法-ソビエト刑法とは何であったのか』(成文堂, 2008年) 79 頁。

刑法典を採択する (Уголовный кодекс РСФСР 1960 года. 1961 年 1 月 1 日施行。以下,「60 年ロシア刑法」という) ³⁹⁾。最後に 1991 年 7 月 19 日に「ソ連邦および共和国の刑事立法の基礎 (Основы законодательства СССР от 02.07.1991 г. № 2281-I. 以下,「91 年ソビエト刑法立法基礎」という)」という連邦法が公布されたものの, 1991 年 12 月 25 日にソビエト連邦は解体することになる⁴⁰⁾。

19年ソビエト刑法原理には、時効に関する規定は存在せず、22年ロシア刑法 第21条~第23条でソビエト刑法初の公訴時効制度に相当する規定が登場する。 ここで「相当する」と述べたのは、ソビエト法では「刑事責任の時間的制限 (давность привлечения к уголовной ответственности)」という表現を用いており、「公訴 時効制度」とは述べていないからである(ソビエト法には「自訴」の規定は存在しな いため、「公訴時効制度」と呼ぶことが適当である。ソビエト法では、市民や団体などからの 申告や犯人による自首などがあった場合、および自ら犯罪を発見した場合に捜査官、検察官、 裁判官などが決定を行い、刑事手続を開始する41)。このため、被害者が直接裁判所に刑事訴訟 を提起するという方法は認められていない)。特に、22年ロシア刑法第21条は以下の ように規定していた。「刑法典により、最高刑が1年以上の自由の剥奪となって いる犯罪行為に対し、犯罪のときから 5 年が経過した場合もしくは軽微な犯罪 行為を行った場合には 3 年が経過したとき、以下のいずれかに該当する場合に は刑罰を適用しない。(一)上述の期間内に当該案件に対し裁判もしくは捜査が 始まらなかった場合。(二)犯罪者が罪を犯してから刑事責任の時間的制限期間 が経過し、その間に他の犯罪行為を行わなかった場合」。さらに、同法第 22 条 は「第21条の規定の刑事責任の時間的制限期間は、捜査もしくは裁判を受けて いる者が、既に隠匿もしくはその他の方法を用いて捜査もしくは裁判を回避し た場合には2倍に延長する」と規定していた。

そして、24年ソビエト刑法綱要では第10条に刑事責任の時間的制限が規定され、その第2項は、「以下の状況に該当する場合に刑事責任の時間的制限期間は完成する。(一)一つの案件につき、期間の全部で、何らの訴訟手続きもしくは捜査も進行していない場合、かつ(二)犯罪につき既に刑事責任の時間的制限期間を経過した犯罪者が本条に規定する期間内に、その他の同類もしくは同等

³⁹⁾ 上田=上野・前掲注 38) 80 頁。

⁴⁰⁾ 上田=上野·前掲注 38) 83 頁。

⁴¹⁾ **И・B・**帯里切夫ほか編著(張仲麟ほか共訳)『蘇維埃刑事訴訟』(中国・法律出版社,1984年)208-209頁。藤田=畑中ほか・前掲注36)168頁。

程度の犯罪を行わなかった場合」と規定していた⁴²⁾。24 年ソビエト刑法綱要を受けた26 年ロシア刑法は、その第14 条に刑事責任の時間的制限を規定していた。同条第2項は「刑事責任の時間的制限は、前項の期間内に当該事件について何らの訴訟手続もとらなかった場合に適用される。刑事責任の時間的制限期間の進行は、犯人が前項の期間の進行中に、他の同等またはより重い罪を犯すか、もしくは予審または公判を回避したときはこれによって中断する。刑事責任の時間的制限期間の進行は、これらの場合には、第二の罪の犯行日、または中止されていた手続の再開日から開始する」と規定していた⁴³⁾。

さらに、58年ソビエト刑法基礎では第41条に刑事責任の時間的制限が規定さ れた。58年ソビエト刑法基礎からは、訴追時効の終了制度に相当する条文を見 ることはできなくなるものの、類似する条文を見ることはできる。例えば、58 年ソビエト刑法基礎第41条第3項は「刑事責任の時間的制限の進行は、犯人が 公判前整理手続きまたは公判手続きを回避した場合には停止する。この場合、 刑事責任の時間的制限の進行は逮捕または自首のときに再開する。このとき, 犯行日から 15 年が経過し、刑事責任の時間的制限が新たな犯罪の実行によって 中断されなかった場合には、刑事責任が問われない」と規定していた。そして、 これを受けて60年ロシア刑法は第48条に刑事責任の時間的制限を規定した。 同条第3項は「刑事責任の時間的制限の進行は、犯罪者が取り調べ捜査および 公判手続きを回避した場合には停止する。この場合には、刑事責任の時間的制 限の進行は逮捕または自首のときに再開する。この際, 犯行日から 15 年が経過 し、刑事責任の時間的制限が新たな犯罪の実行によって中断されなかった場合 には、刑事責任は問われない」と規定していた。これらは、公判前整理手続き や公判手続き、取り調べを回避した場合に期間進行が停止するとしているもの の、逮捕されたり自首した場合には期間計算が再開するとしており、しかも停 止したとしても新たな犯罪を行ったことにより、中断さえしなければ15年まで という上限を設けた。何らかの訴訟手続きや捜査が開始すれば、それだけで刑 事責任の時間的制限にかかることはないとしていた 22 年ロシア刑法第 21 条. 24年ソビエト刑法綱要第10条第2項や26年ロシア刑法第14条第2項から大き

⁴²⁾ B・M・契希克瓦節主編・前掲注 31) 475 頁。

⁴³⁾ 鄭華訳『蘇俄刑法典』(中国・法律出版社,1956年)6頁。『法務資料(ロシア社会主義連邦ソヴェト共和国刑法典)』(法務大臣官房調査課,第338号,1958年)5-6頁。

く変わっている。さらに、公判前整理手続き、公判手続き、取り調べは、単なる捜査とは異なり、被疑者の参加が必要であり、これを回避した場合には被疑者をはじめ第三者にもすぐに分かる。そのため中国のように、①被疑者に着目して、客観的に見ても捜査から逃れていると判断できる場合なのか、②捜査機関に着目して、捜査機関が被疑者の行方に関する情報を得られない場合なのかという解釈の問題が生じることもない。

そして、最後のソビエト刑法である 91 年ソビエト刑法立法基礎は、第 49 条に刑事責任の時間的制限を規定した。そして同条第 5 項は、「刑事責任の時間的制限の進行は、犯罪者が取り調べ捜査または公判手続きを回避した場合には停止する。この場合には、時効の進行は逮捕または自首の時から再開する。この場合、本条第 1 項に規定した時効期間は 2 倍となるが、15 年を超えることはできない」と規定していた。

ここまで見てきたように、ソビエト刑法のうち、22年ロシア刑法、24年ソビエト刑法綱要や26年ロシア刑法には「訴追時効の終了制度」に相当する制度が規定されていたと言える。そして、79年刑法における訴追時効の終了制度は、26年ロシア刑法や60年ロシア刑法と全く同等な条文であるとの指摘がある40。しかし、少なくとも本節で見た限り、58年ソビエト刑法基礎以降は訴追時効の終了制度に相当する制度を見ることはできず、79年刑法と60年ロシア刑法が同等な条文になっているとは言えないだろう。また、新中国成立後すぐに法整備のために編集された刑法に関する資料である全国人民代表大会常務委員会法律室(編)『刑法総則分解資料彙編』(中国・法律出版社、1957年)260-270頁には、22年ロシア刑法、24年ソビエト刑法綱要、26年ロシア刑法の刑事責任の時間的制限の規定が掲載されている45。これらのことから、中国における訴追時効の終了制度の母法は、26年ロシア刑法第14条第2項であると言ってよいだろう。ここから、中国では訴追時効の終了制度を「中国特有の制度」との指摘も存在するが46、これは誤りであると言える。訴追時効の終了制度は新中国がソビエト法をモデルにして導入したもので、「中国特有の制度」ではない。

⁴⁴⁾ 欧武夫(Wolfhart)(林依仁訳)『中共刑法評析』(台湾・蔚理出版社,1996年)125頁。

⁴⁵⁾ その他には、モンゴル刑法、北朝鮮刑法、アルバニア刑法、ブルガリア刑法、チェコスロバキア刑法、ドイツ刑法、中華民国期の暫行新刑律、中華民国刑法が掲載されている。

⁴⁶⁾ 陶琦=韓少華「応完善追訴時効延長制度立法」『人民検察』(中国・検察日報社,2011年8期,2011年)79頁。

ところで、ロシアにおける最初の近代的な刑法典は、帝政ロシアで 1845 年 8 月 15 日に公布された「刑罰および矯正法典 (Уложение о наказаниях уголовных и исправительных 15 августа 1845. 1846 年 1 月 1 日施行。以下「45 年刑法」という)」であった470。帝政ロシアでは 1903 年にも新たな刑法典(Уголовное уложение 1903 года. 以下「03 年刑法」という)が公布されたが、結局これは施行されなかった480。そして、45 年刑法第 158 条~第 167 条や 03 年刑法第 68 条には、公訴時効に関する規定はあるものの、「終了」制度に相当するような条文は見当たらない490。このことから、訴追時効の終了制度は、社会主義国特有の規定と評せるであろう。

なお、ソビエト連邦崩壊によりロシア・ソビエト連邦社会主義共和国はロシ ア連邦 (Российская Федерация) に再構成される。ロシア連邦では、刑法典の編纂 が行われたものの、1996年までは60年ロシア刑法が原則として施行されてい た⁵⁰⁾。そして, 1996 年 5 月 24 日に初めてロシア連邦で刑法が制定された (УГОЛОВНЫЙ КОДЕКС РОССИЙСКОЙ ФЕДЕРАЦИИ. 1997年1月1日施行。以下,「96年 ロシア刑法」という)。96年ロシア刑法では第78条に公訴時効制度が規定され、そ の第3項で「犯罪を行った者が捜査もしくは裁判を回避した場合、その期間時 効を停止する。この場合、時効期間は当該犯罪を行った者が拘束されるか自首 した場合に計算を再開する」と規定している510。この規定は、91年ソビエト刑 法立法基礎第49条第5項までの「取り調べ捜査または公判手続きを回避した場 合」との規定を「捜査もしくは裁判を回避した場合」に変更しており、中国に おける訴追時効の終了制度と同様にいかように解釈するのかという問題が発生 しうる文言となっている。このように、22年ロシア刑法から始まった訴追時効 の終了制度に相当する制度は、58年ソビエト刑法基礎で大幅に改正されたもの の、ソビエト連邦崩壊後のロシア連邦にも解釈方法によっては残存していると 評価しうる。

⁴⁷⁾ 小森田編・前掲注 31) 177 頁。

⁴⁸⁾ 小森田編・前掲注 31) 177 頁。

⁴⁹⁾ 司法部参事庁編『俄羅斯刑法(外国法典叢書)』(中国・司法公報発行所, 1920 年)巻一・25 頁。В.П.АНИСИМОВА(редактирование). уголовное уложение Высочайше

Решенное22марта1903г. (Иаданіе Каменнооетровскаго Юриднческаго Книжнаго Магазина. 1930) pp. 33-34.

⁵⁰⁾ 小森田編・前掲注 31) 179 頁。

⁵¹⁾ 趙路訳『俄羅斯聯邦刑事法典』(中国·中国人民公安大学出版社, 2009 年) 42 頁。

3 中国における訴追時効の終了制度導入に関する中間的考察

Ⅲ2では、中国の訴追時効の終了制度はソビエト刑法を継受した制度と考えられると述べた。とすると、Ⅲ2で述べたように、新中国はソビエト法をモデルとして法制度を構築しようとしていたことから、「ソビエト法がこのようになっているから」というだけの理由で、制度の意味を正確に吟味せずに導入した可能性がある。

ソビエト刑法では制度名としては「刑事責任の時間的制限」という表現を使い、22 年ロシア刑法第 21 条は「刑罰を適用しない」と表現し、24 年ソビエト刑法網要第 10 条および 26 年ロシア刑法第 14 条では「刑事責任を追及しない」と表現している。これに対し、79 年刑法第 76 条や 97 年刑法第 87 条は「訴訟提起できない」と規定している。つまり、ソビエト法では、「訴追時効」や「訴訟提起できない」という言葉を使っていないのである。総括すると、中国がソビエト法の「刑事責任の時間的制限」の制度を「訴追時効制度」と訳し、「犯罪は以下の期限を経過したら訴訟提起できない」という条文を設けつつも、ソビエト法を模範として「捜査または裁判から逃れたときは、訴追時効の制限を受けない」という条文を設けたことが問題の根幹であると考えられる。

ソビエト法の「刑事責任の時間的制限」の規定は、捜査活動を含んだ何らかの訴訟手続きが始まるまでの時効と位置づけられており⁵²⁾、「『訴追』時効」ではないのである。そして、ソビエト法は、「訴訟提起できない」という表現を条文上使っていないために、中国で起こっている「訴訟提起できない」という条文と「立案捜査を始めた後……訴追時効の制限を受けない」という条文が併存しているという矛盾は起こっていない。

総括すると、以下のように言える。新中国はソビエト連邦の「刑事責任の時間的制限制度」を訴追時効制度と訳した。しかし、実はソビエト連邦の「刑事責任の時間的制限制度」は、捜査活動が始まるまでの時効であり、正確には「『訴追』時効制度」とは呼べないものであった。ここでなぜ中国は「訴追時効制度」と訳してしまったのかという問題が生じる。中華民国期(中国の領域に辛亥革命後の1912年から新中国成立まで存在していた政府による統治時代を指す)には既に日本などから教わった「訴追時効制度」が中国に導入されており530、新中国成立時に、既

⁵²⁾ B・M・契希克瓦節主編・前掲注 31) 475 頁。

⁵³⁾ 高橋孝治「清末法制改革における日中法継受の再検証-公訴時効制度の導入時の日中の法比

に中国で知られていた「訴追時効制度」と「刑事責任の時間的制限制度」が類似しているため、「訴追時効制度」と訳したものと思われる。そして、このような終了制度を持っているのが「社会主義国の訴追時効制度」であると考えたのではないだろうか。これは、III2でもあげた全国人民代表大会常務委員会法律室(編)『刑法総則分解資料彙編』260-270 頁の「訴追時効」という題の章で、22年ロシア刑法第21条~第23条、24年ソビエト刑法綱要第10条、26年ロシア刑法第14条および「旧中国暫行新刑律」第69条~第73条、「中華民国刑法」第80条~第83条が収録されていることからそのように考えることができる。

そして、中国の学術界でも、ソビエト法を模して導入した訴追時効の終了制度をどのように説明するのかに苦労しているものと思われる。それは、Ⅲ1でも述べた「二度と進行することのない時効の停止」は、「時効完成の判断を行うこと」と同義であり、無理のある解釈と評価しうる「時効の終了とは、終了事由が発生したときに時効が停止し、時効が再び進行することが二度とない」という説明に表れていると言える。

しかし、中国の学術界からは訴追時効の終了制度は合理性がなく、廃止すべき制度であると言われているにも関わらず、II2でも述べたように、中国の政府レベルでは改正の議論がなされていない。これに関し、中国の民事訴訟についての指摘であるが、訴追時効の終了制度の説明としても重要な以下のような指摘がある。「中国的権利論を前提にすると、裁判の開始が決定するまでに結論が出ていることになる。起訴受理制度において、法が保護しなければならない合法な権利が、訴訟当事者とともに確定するからである。したがって、先に判決を決め、後から審理する [先定後審] ことも、審理する者が判決を下さず、判決を下す者が審理しない [審者不判、判者不審] ことも当然の構造ということになる」540。これは、裁判の開始が決定するまでに結論が決定していることこそが中国の権利観であるという民事訴訟を素材にした指摘である。しかし、立案制度により、中国では捜査の開始前に既に訴訟活動を行うか否かまで決まっており、立案されれば訴追時効にかかることがないという終了制度は、立案時に決定した訴訟活動を行うことを保障する制度として位置づけられ、訴訟活動を

較の視点から」『比較思想・文化研究』(東海大学, 7号 2017年) 8-12 頁。

⁵⁴⁾ 御手洗大輔『中国的権利論-現代中国法の理論構造に関する研究』(東方書店, 2015 年) 243 頁。

行うことが決定するまで(立案するまで)に先に結論が出ているとする中国的権利論は,訴追時効の終了制度の背景理論の説明としても用いることが可能である。

一般的に現代中国法は、伝統中国法(新中国の領域に中華民国期より前に存在していた社会の法を意味する)の継受かソビエト法の継受で説明される。しかし、中国的権利論は、新中国成立時からの理論であると指摘されているのみで、それ以上のことについては考察していない550。本稿では、ここでいう中国的権利論の根源はどこにあるのかについては考察しない。しかし、ここでいう中国的権利論が伝統中国法の継受だった場合、ソビエト法の継受から生まれた訴追時効の終了制度は、中国の伝統的法観念と結合し新中国でも受け入れられたものということになる550。これに対し、ここでいう中国的権利論がソビエト法の継受だった場合、新中国による「訴追時効制度」という訳語と「犯罪終了後、一定期間訴追が行われないことによって国の訴追権が消滅するという制度」という訴追時効制度を説明する学説が適切でないのみで、ソビエト法の「刑事責任の時間的制限制度」は、その背景にある中国的権利論と共に中国に継受された制度ということになるだろう570。

4 「訴訟提起できない」という規定の意味

前節までで、訴追時効の終了制度がなぜ導入されたのかについて考察してきた。そこでの結論としては、ソビエト法を継受したためと述べることができるだろう。そして、なぜ「訴訟提起できない」という使われることのない規定が存在してしまうのかという問いに対しては、新中国がソビエト法の「刑事責任

⁵⁵⁾ 御手洗·前掲注 54) 143 頁。

^{56) 「}中国の刑事手続の特色については、これまで、伝統的中国の手続と旧ソビエトの裁判手続の角度から、それぞれあるいは相互に関係づけられて説明されてきた」と言われる。河村・前掲注 14) 65 頁。

⁵⁷⁾ しかし、厳密に言うと中国で訴追時効の終了制度の議論が始まったのは 1962 年頃からであり(高銘暄=趙秉志編『新中国刑法立法文献資料総覧(上冊)』(中国・中国人民公安大学出版社,1998年)295頁)、新中国成立時からの理論と評されている中国的権利論の導入時期とはかなりのタイムラグがあると言える。このタイムラグに着目する場合、先に中国的権利論を中国は受け入れ、その後訴追時効の終了制度導入の議論を行うわけで、この場合でも訴追時効の終了制度は先に導入されていた中国的権利論と結合し新中国で受け入れられたと評せるかもしれない。しかし、中国的権利論と訴追時効の終了制度の導入時期にタイムラグがあるというだけで、双方ともソビエト法から継受されたものということになる。

の時間的制限制度」を,中華民国期に中国に既に存在していた「訴追時効制度」 と同様と捉えて導入したことが原因と考えられる。

その結果として、I1でも述べたように97年刑法第87条の「訴訟提起できない」との規定は使われることがなくなっているのである。これは、「訴追時効の期限を経過したら訴訟提起できない」という命題の条文が存在しているにも関わらず、「訴訟提起を含む刑事手続は立案がなされなければ始まらない」、「立案がなされたら訴追時効の制限を受けない」という命題の条文も存在しているため、論理的に見ても「よくない」条文構成となっている580。

使われることのない規定の存在は、法律が読み手の錯誤を誘っているということである。例えば、97年刑法第87条だけを見たら、日本の公訴時効制度と同等の制度が中国にもあるように見える。しかし、同法第88条を見ると、日本の公訴時効制度と同等とは言えないからである。ところで、97年刑法第88条があったとしても、I1でも述べたように、「捜査または裁判から逃れた場合」を被疑者に着目して、偽名を用いて逃亡生活を送るなど、客観的に見ても捜査から逃れていると判断できる場合のみを指すと解釈すれば特に問題はない。むしろ、97年刑法第87条および第88条の双方を「用いられる条文」にするためには、そのように解釈するべきではあろう。しかし、そうはなっていないことも問題の一つなのである。

ところで、中国には非公開の法が存在しているという指摘がなされている⁵⁹。 これはどういうことなのかと言うと、一般市民には明らかにされていないが裁 判所などの政府機関内部には文書化された法が存在しており、その非公開の法 も裁判の根拠として用いられているということである。ここから、中国では公 開されている法律だけを信じていても裁判などでは異なる結論が出ることがあ り、公開されている法律だけでは読み手が錯誤に陥ることがあると言える⁶⁰。し

⁵⁸⁾ 法律の条文の論理は、数的論理と同等であるということは既に指摘されている(吉野一「法論理学-数学的論理学の法規範への直接適用」長尾龍一=田中成明編『現代法哲学(第一巻)法理論』(東京大学出版会、1983年) 203-205頁。陳林林「法律中的数学理性」『光明日報』(2008年9月9日付)11面(邦訳は陳林林(高橋孝治訳)「法学の中の数学的理性」『科学・技術研究』(科学・技術研究会、5巻2号、2016年) 236頁)。プログラムも数的論理であるが、よいプログラムの要件の一つに「プログラムステップ数が少ないこと」という条件が挙げられている(川崎晴久『C&FORTRAN による数値解析の基礎』(共立出版、1993年)14頁)。この意味で、用いられることのない論理を含んでいる法律は「よくない(=悪い)」という評価となる。

⁵⁹⁾ 小口彦太『現代中国の裁判と法』(成文堂, 2003年) v-vi頁, 115頁。

⁶⁰⁾ 小口・前掲注 59) vi 頁も「どうしてこのような判決が出るのか理解できない記事に際会し、

かし、中国では法律が読み手を錯誤に陥らせるのは、「非公開の法」だけではなく、訴追時効の終了制度の条文構成のように、論理に問題のある条文も同様であると言えそうである⁶¹⁾。

新中国成立前に中国共産党が実効支配した領域(中国共産党革命根拠地)には、中国共産党独自の法制度があった。しかし、この法制度は「ある程度の法制建設がなされていたが、その目的もやはり全国の政権を奪取するためであった」と言われている⁶²。例えば、新中国成立前に、中国共産党は人権や自由のために日本や中国国民党と戦えと主張していたにも関わらず、新中国成立直前には「人権」はブルジョア的であるとの理由で人権保障を撤回した⁶³。さらに、新中国成立前には、中国共産党は民族自決権の保障も謳っていたが⁶⁴、新中国成立後には民族自決権を制限することにした⁶⁵。これらは中国共産党が信頼を得るために、中国共産党の地位が盤石になっていない時期には法律に実現させる予定のない美辞麗句を並べていたということである。本稿が考察してきた訴追時効の終了制度の条文上の論理矛盾、ひいてはそれにより起こる訴追時効制度に対する錯誤の効果は、これに近い意味があるように思える。つまり、以下のような意味である。中国で刑事裁判は、単に犯罪者を裁くというだけではなく、国家の改

帰宅後たまたま書棚で見つけた手冊の中のある規定によってこの疑問が氷解したのであるが、その手冊というのは奥付に『内部』という文字の付されている文献であった」と述べ、公開されている法のみでは理解不能な判決が出ていることに言及している。これは法律が読み手を錯誤に陥らせている状態である。

- 61) 例えば、中国には97年刑法第88条の規定について、「捜査や裁判から逃亡している犯罪分子に打撃を与えるのに有利」な制度であるという主張や(王作富主編『刑法』(中国・中国人民大学出版社、第4版、2009年)241頁)、「積極的、明示的に捜査や裁判が進行しないように逃亡や隠匿行為をしている場合を指す」という主張もある(馮軍=肖中華主編『刑法総論』(中国・中国人民大学出版社、第2版、2011年)523頁)。これらの主張は「単なる立案で訴訟時効が完成することはない」という実際の司法運用とは異なっているため、これらの主張をする者は錯誤に陥っていると評価できよう。
- ⁶²⁾ 陳守一「新しい中国の法学における三〇年の回顧」鈴木敬夫編訳『現代中国の法思想』(成文堂,1989年) 20頁。
- ⁶³⁾ 石塚迅「『人権』条項新設をめぐる『同床異夢』-中国政府・共産党の政府意図、法学者の理論的試み」アジア法学会編、安田信之=孝忠延夫編集代表『アジア法研究の新たな地平』(成文堂,2006年)340-341頁。
- ⁶⁴⁾ 中華ソビエト共和国憲法大綱(1931年11月7日採択)第14条,改正中華ソビエト共和国 憲法大綱(1934年1採択)第14条など。日本語では福島正夫=宮坂宏編訳『中華ソビエト共和 国 中国解放区 憲法・施政綱領資料』(社会主義法研究会・中国農村慣行研究会,1974年)54 頁,59頁を参照。
- ⁶⁵⁾ 「中共中央関于少数民族"自決権"問題給二野前委的指示」中共中央文献研究室編『建国以来重要文献選編(第一冊)』(中国・中央文献出版社,2011年)20頁。

革・発展・安定という政策課題を実現するための道具としての側面があると言われている⁶⁶。この意味では単なる時間の経過で犯罪者を裁くことのできなくなる訴追時効制度は、中国政府にとってはない方がいいのである。しかし、中国は国内外からの信頼を得るために「世界中で市民権を得た制度⁶⁷ と言われている公訴時効制度を導入している」ことを自国民や他国に宣伝しているのではないだろうか、ということである⁶⁸。

このように考えれば、中国の学術界からは批判しかなされていない訴追時効の終了制度に、政府機関レベルでの法改正の議論が起こらないことも説明できるように思われる。つまり、批判が多く、しかも法律の読み手を錯誤に陥らせる可能性がある条文に対し、中国政府としては「現状維持」の意思を示していると考えられるからである。いわば、「訴訟提起できない」という規定は使われることはないが、中国にも一般的な公訴時効制度が導入されているということを示すために、「訴訟提起できない」という条文が存在していることそのものに意味があると考えられる。

IV 結びにかえて

本稿では、訴追時効の終了制度の意味を考察してきた。本稿が結論とする内容を総括すると以下の通りである。

先行研究は既に中国法は実質的正義を重んじ、手続的正義を軽んずると指摘してきた。しかし、これは法運用のみならず、条文においても同様である。すなわち、97年刑法第88条の「立案捜査」という文言からは、立法という手続きと条文の文言を軽んじていると言えるからである。そして、訴追時効の終了制

⁶⁶⁾ 坂口一成『現代中国刑事裁判論-裁判をめぐる政治と法』(北海道大学出版会, 2009 年)355 頁。

⁶⁷⁾ 道谷卓「公訴時効-歴史的考察を中心として」『関西大学法学論集』(関西大学法学会, 43 巻 5 号, 1994 年) 73 頁。

⁶⁸⁾ 中国法に関しては「外国からの圧力をかわすため『とりあえず』外国にある条文と同等に見える規定を置き,運用でそれを死文化させることがある」との指摘を筆者はしたことがある(高橋孝治「中国の 2012 年改正刑事訴訟法における自己負罪拒否特権の実態」『INTER JURIST』(日本国際法律家協会,190 号,2016 年)62 頁)。訴追時効制度に関しても同じことが言えるのではないだろうか。

度自体はソビエト法の「刑事責任の時間的制限制度」を継受した制度と言ってかまわないが、中華民国期に既に存在していた「訴追時効制度」と混同されて新中国に導入されたと考えられる。しかし、中国共産党による法制度は、中国政府や中国共産党自身が信頼を得られるように条文に美辞麗句を並べている部分があり、中国の訴追時効の終了制度は論理的には「よくない」条文構成であるにも関わらず中国政府には改正の意思はないと評価しうる。もちろん、この他にも中国的権利論という理論が、伝統中国法から続く理論だった場合、中国には訴追時効の終了制度を受け入れる土壌が既にあり、それと結合して受け入れられたという側面もあると考えられる。。また、条文に美辞麗句を並べており、用いられることのない 97 年刑法第 87 条の「訴訟提起できない」との規定は、存在していることそのものに意味があると考えられる。

さて、国家などを超えて法に求められる価値観である法理念は、正義と法的安定性の二つであると言われている⁷⁰。しかし、既に中国法をはじめとする社会主義法は、正義の実現を目的としていないと言われている⁷⁰。さらに今回、「訴訟提起できない」という使われることのない規定が存在することを指摘した。法理念のうちの法的安定性は、「制定されたものは実施されなければならない」という意味もある⁷²。使われることのない規定が存在しているという意味では、少なくとも中国法は97年刑法第87条と第88条のために、法的安定性も欠いているという評価になるだろう。また、中国では選択的執法などと呼ばれ⁷³、法が平等に適用されないことがある⁷⁴。これは訴追時効制度も同じで、有罪を宣言することが必要と考えていると思われる事案には、例え立案時に訴追時効が完成

⁶⁹⁾ 例えば,「犯罪被害者が刑事手続に関与することは,伝統中国以来の訴訟観と社会主義法制の下での法原理が大きく影響している」と,中国の刑事手続の一部には,伝統中国法と社会主義法が結合して現行制度となっている制度があることが指摘されている(河村・前掲注 14) 131 頁)。訴追時効の終了制度もこれと同じである可能性があるということである。

⁷⁰⁾ ラートブルフ (田中耕太郎訳) 『ラートブルフ著作集 (第1巻) 法哲学』 (東京大学出版社, 1961年) 207-208 頁。

⁷¹⁾ 福島正夫『中国の法と政治-中国法の歴史・現状と理論』(日本評論社,1966年)1-2頁。

⁷²⁾ ラートブルフ・前掲注70) 208 頁。

⁷³⁾ 鈴木賢「商船三井差し押え事件の教訓と中国の選択的執法リスク」『web マガジン nippon.com』 (2014年7月14日号) http://www.nippon.com/ja/currents/d00131/ もしくは

 2014年7月14日更新(2018年9月1日最終アクセス)。

⁷⁴⁾ 高見澤=鈴木ほか・前掲注 5) 63 頁。

していたとしても、訴追時効の規定を無視して有罪を宣告している例がある750。 これらも「制定されたものは実施されなければならない」という法的安定性に 反する例ということになる7%。

このような「国家などを超えた」概念であると考えられていた法理念は、中 国では全く通用していないと言える。では中国法がこれらに代わって法理念と しているものは何なのか。これまでの研究では、階級路線と考えられていたがアワ, 本稿での考察では、自国民や他国に対する宣伝のようにも見える(本稿は、訴追 時効の終了制度に関する使われることのない条文および新中国成立前後の人権に関する取り 扱いや民族自決権などからこのように述べている)。これは、本稿が素材と訴追時効の 終了制度に着目した場合のみなのか、中国法全体に言えることなのかは今後の 研究課題としなければならないだろう。

⁷⁵⁾ 高橋孝治「中国で公訴時効(訴追時効)の運用が問題となるある裁判の分析」『東アジア 研究』(東アジア学会, 21号, 2017年) 55頁。

⁷⁶ 中国憲法 (1982年12月4日公布・施行。2018年3月11日最終改正) 第33条第2項には, 「法の下の平等」の規定が存在する。当該規定は「法適用の平等」のみを意味し、「法内容の 平等」は意味していないとされているが(西村幸次郎『中国憲法の基本問題』(成文堂、1989 年)126頁)、「法適用の平等」すらも現実には行われていないという問題がここにはある。し かし、この「法の下の平等」の規定と「法適用の平等」という解釈も自国民や他国に宣伝する ための条文で、現実には貫徹されていないと評価できるのかもしれない。 77) 福島・前掲注 71) 2 頁。